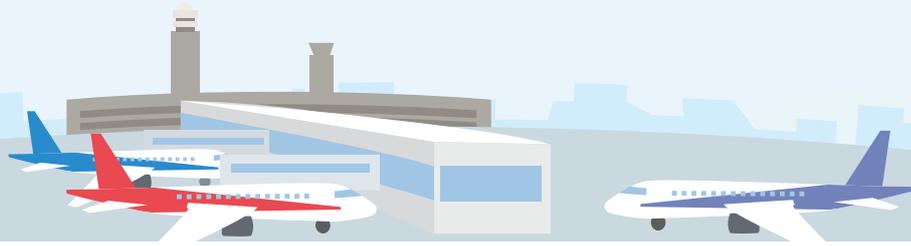


成田空港の更なる機能強化 今後の流れと現在の取組み

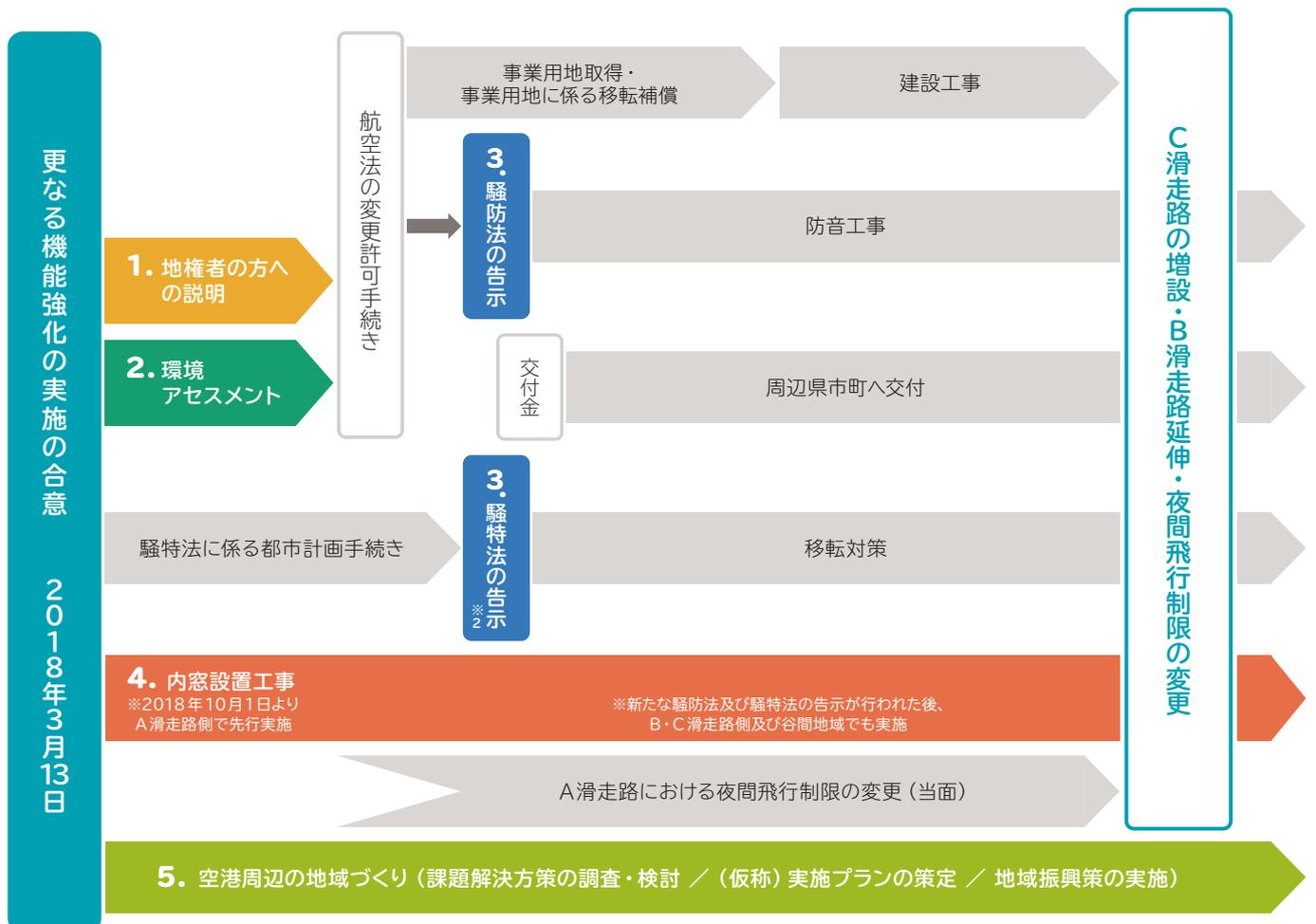


成田空港の更なる機能強化(C滑走路の増設、B滑走路の延伸、年間発着枠50万回への拡大、夜間飛行制限の変更)につきましては、2018年3月13日の四者協議会※1において、その実施について関係者間で合意されました。現在、NAAでは航空法の変更許可手続きに向けて各種調整を進めております。

また、A滑走路における夜間飛行制限の変更につきましては、C滑走路の増設やB滑走路の延伸がされるまでの当面の間、先行的に実施することが四者協議会で確認されたことから、その環境対策として本年10月1日よりA滑走路側で内窓設置事業が開始されました。

さらに、C滑走路の増設、B滑走路の延伸などにつきましても早期に実現できるように速やかに手続きを進めているところです。

今後の流れ



※1 四者協議会：国土交通省、千葉県、空港周辺9市町、成田国際空港株式会社（NAA）の四者で構成
 ※2 騒特法の告示：騒特法に係る都市計画変更の告示

■ 新しい滑走路を整備するなど機能強化を進めていくためには、航空法の変更許可手続きが必要であり、土地取得の見込みや環境アセスメントの実施が求められています。

1. 地権者の方への説明について

更なる機能強化にあたっては、空港敷地を約1,000ha拡大する必要があることから、現在、地権者の方に事業実施に向けてご協力いただけるようご説明をしているところです。

2. 環境アセスメントについて

更なる機能強化に係る環境の保全について適正に配慮するため、環境アセスメントを実施しています。本年4月から、「準備書」の手続きを実施しており、いただいたご意見を踏まえて、「評価書」の作成を行っていきます。工事着工後も周辺環境への影響を監視し続けていきます。

3. 騒防法・騒特法について

航空法の変更許可手続きの後、国土交通省では新たな騒防法の告示、千葉県では新たな騒特法に係る都市計画変更の告示を行うこととなります。これらの告示がなされると、新たな対策エリアにおいて、防音工事(騒防法第1種区域)や移転補償(騒特法防止特別地区)が可能となります。

4. 内窓設置工事について

2018年10月1日から、A滑走路側の騒特法防止地区内において、寝室への内窓設置工事が開始されました。その他の地区(B・C滑走路側の騒特法防止地区内、各滑走路の防止地区に挟まれた谷間地域)においては、**3.**の新たな対策エリアが設定され次第速やかに実施します。

5. 空港周辺の地域づくり

空港周辺の地域づくりの方向性・内容を掲げた「基本プラン」に基づき、着手可能な施策については、順次実行するとともに、地域振興策の実施に当たっての課題解決方策の調査・検討を行っています。こうした検討を踏まえ、2019年度に、具体的な地域活性化策を盛り込んだ「(仮称)実施プラン」を四者で策定し、地域振興策に取り組んでいきます。

お問い合わせ

